

# 再生可能エネルギー発電事業者の皆様へ



資源エネルギー庁から大事なお知らせ

平成29年4月より再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）が新しくなり、今までの設備認定制度が変更されます。それに伴って、旧制度で設備認定を取得済みのお客様に資源エネルギー庁よりハガキやメールで新制度の内容をお知らせするご案内ハガキが届いています。

## 再生可能エネルギー発電事業者のみなさまへ。資源エネルギー庁より大事なお知らせ

いよいよ平成29年4月1日より、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）が新しくなります。

…………… 旧制度で認定を取得している事業者のみなさまへ ……………

### 1 新制度への移行条件

- 平成29年3月31日までに電力会社との接続契約締結が必要（この条件を満たさない場合、原則として認定が失効）  
※平成28年7月1日以降に認定を取得している場合、電源接続案件募集プロセス等に参加している場合は、認定開始の猶予あり

### 2 新制度への移行後に必要な手続

- 移行条件を満たした場合は、移行後6ヶ月以内に、事業計画と接続契約を証する書類の提出が必要（手続はWEB上で）
- 6ヶ月以内に提出されない場合は接続契約が締結されていないものとみなされ、認定が失効扱いに

### 3 調達価格

- 太陽光2,000kW以上を対象として入札制度を導入
- 一部の区分（太陽光10kW以上、風力20kW未満）を除いて3年分の調達価格を設定

### 4 「設備認定」から「事業計画認定」へ

- 電力会社との接続契約締結を要件化
- メンテナンスの実施や関係法令の遵守等を求め、事業の適切な運営を確保
- 太陽光発電において認定から運転開始までの期限を設定  
※10kW以上は3年、10kW未満は1年  
※旧制度から移行案件は、平成28年8月1日以降に接続契約を締結したものが対象

### 5 送配電買取への変更

- 認定設備で発電された電気の買取主体を送配電事業者に

固定価格買取制度に関する情報提供WEBサイト  
経済産業省 資源エネルギー庁HP「なっとく!再生可能エネルギー」  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saie/nc/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saie/nc/)



### 固定価格買取制度に関するお問い合わせ

資源エネルギー庁 0570-057-333 電話受付時間 9:00~18:00  
(土日祝日、年末年始を除く)

### 系統接続に関するお問い合わせ

各電力会社のお近くのお客様センターまたは担当営業所まで。  
お近くのお客様センターまたは担当営業所は各電力会社のウェブページでご確認ください。

## 【ハガキの内容で特に重要な事項について】

■2012年7月以降に太陽光発電の売電を開始しているお客様は、旧制度から新制度へ移行申請が必要です

2017年4月1日から9月30日までに「事業計画」を資源エネルギー庁へ提出することにより新制度へ移行したと認められます。

対象のお客様：2012年7月以降に太陽光発電の売電を開始された方。

10kW以上だけでなく10kW未満の太陽光発電を設置した方も対象です。

提出が期限内にない場合、設備認定が失効する場合がございますので、ご注意ください。

新制度への移行方法につきましては、エコエネルギー課にお問い合わせください。

## お問い合わせ

人にやさしい、地球にうれしい。

 **NITTOH** ネットー株式会社NITTOH  
住宅メンテナンス事業部 エコエネルギー課

〒462-0819

名古屋市北区平安2丁目10-19

TEL 052-915-3210



0120-210-550